

# 「科学・技術と戦争」

## 安全保障輸出管理とは???

担当：狩野 幹人

# リスト規制(1)

リスト規制		キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	政省令で定める品目 武器、機微な汎用品(原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)	リスト規制品目以外の全品目 (食品、木材等を除く。)		
対象	全地域	下記(A)を除く全地域	下記(B)の国	下記(A)及び(B)を除く全ての国(C)
許可が必要となる要件	—	大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途 ②輸入者・需要者の核開発等への関与	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知 2. 輸出者の判断 ①輸入先等の用途	通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合 1. 経産大臣からの通知

**(A): 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国【計26カ国】: 輸出令別表第3**

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

**(B): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】: 輸出令別表第3の2**


アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

**(C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国**

イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等

# リスト規制(2)

輸出しようとする貨物が「輸出令・別表第1」の1～15項、又は提供しようとする技術が「外為令・別表」の1～15項の品目に該当し、かつ、「貨物等省令」に該当する仕様を有する場合は、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

- 国際的な合意を踏まえ、武器及び大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれの高いものを規制
- 「輸出令・別表第1」「外為令・別表」の品目であり、「貨物等省令」に規定された仕様(スペック)※に該当する場合は**必ず輸出等の許可が必要**
- 全地域向けが対象  **用途、需要者にかかわらず、海外の自社工場や日系企業への輸出等でも許可が必要！**
- 輸出しようとする貨物、又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否か判定することを該非判定という。

(注)貨物等省令：リスト規制貨物・技術の詳細な仕様(スペック)を規定している法令  
(=輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令)

# リスト規制(3) ★政令に記載の一覧 (さらに省令で限定される)

## (参考) リスト規制一覧①

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
<b>1 武器</b>		(12)	1 数値制御工作機械	(45)	放射線遮蔽窓・窓枠	(15)	ロケット・UAV用構造材料
(1)	銃砲・銃砲弾等	(13)	2 測定装置	(46)	放射線影響防止テレビカメラ・レンズ	(16)	ロケット・UAV用加速度計・ジャイロスコープ等
(2)	爆発物・発射装置等	(14)	誘導炉・アーク炉・溶解炉又はこれらの部分品等	(47)	トリチウム	(17)	ロケット・UAV用飛行・姿勢制御装置他
(3)	火薬類・軍用燃料	(15)	アイソスタチックプレス等	(48)	トリチウム製造・回収・貯蔵装置等	(18)	アビオニクス装置等
(4)	火薬又は爆薬の安定剤	(16)	ロボット等	(49)	白金触媒	(18の2)	ロケット・UAV用熱電池
(5)	指向性エネルギー兵器等	(17)	振動試験装置等	(50)	ヘリウム3	(19)	航空機・船舶用重力計・重力勾配計
(6)	運動エネルギー兵器等	(18)	ガス遠心分離機ロータ用構造材料	(51)	レニウム等の一次製品	(20)	ロケット・UAV発射台・支援装置
(7)	軍用車両・軍用仮設橋等	(19)	ベリリウム	(52)	防爆構造の容器	(21)	ロケット・UAV用無線遠隔測定装置他
(8)	軍用船舶等	(20)	(19) 核兵器起爆用アルファ線源用物質	<b>3 化学兵器</b>		(22)	ロケット搭載用電子計算機
(9)	軍用航空機等	(21)	ほう素10	(1)	軍用化学製剤の原料、軍用化学製剤と同等の毒性の物質・原料	(23)	ロケット・UAV用A/D変換器
(10)	防潜網・魚雷防御網他	(22)	(21) 核燃料物質製造用還元剤・酸化剤	(2)	化学製剤用製造機械装置等	(24)	振動試験装置等、空気力学試験装置・燃焼試験装置他
(11)	装甲板・軍用ヘルメット・防弾衣等	(23)	るつぼ	(3)	反応器又は貯蔵容器の修理用の組立品等	(24の2)	ロケット設計用電子計算機
(12)	軍用探照灯・制御装置	(24)	ハフニウム	<b>3の2 生物兵器</b>		(25)	音波・電波・光の減少材料・装置
(13)	軍用細菌製剤・化学製剤等	(25)	リチウム	(1)	軍用細菌製剤の原料	(26)	ロケット・UAV用IC・探知装置・レドーム
(13の2)	軍用細菌製剤・化学製剤などの浄化用化学物質混合物	(26)	タングステン	(2)	細菌製剤用製造装置等	<b>5 先端材料</b>	
(14)	軍用化学製剤用細胞株他	(27)	ジルコニウム	<b>4 ミサイル</b>		(1)	ふっ素化合物製品
(15)	軍用火薬類の製造・試験装置等	(28)	ふっ素製造用電解槽	(1)	ロケット・製造装置等	(2)	(削除)
(16)	兵器製造用機械装置等	(29)	ガス遠心分離機ロータ製造装置等	(1の2)	無人航空機(UAV)・製造装置等	(3)	芳香族ポリイミド製品
(17)	軍用人工衛星又はその部分品	(30)	遠心力式釣合試験機	(2)	ロケット誘導装置・試験装置等	(4)	チタン・アルミニウム合金成形工具
<b>2 原子力</b>		(31)	フィラメントワインディング装置等	(3)	推進装置等	(5)	チタン・ニッケル等の合金・粉、製造装置等
(1)	核燃料物質・核原料物質	(32)	レーザー発振器	(4)	しごきスピニング加工機等	(6)	金属磁性材料
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等	(33)	質量分析計・イオン源	(5)	サーボ弁、ポンプ、ガスタービン	(7)	ウランチタン合金・タングステン合金
(3)	重水素・重水素化合物	(34)	圧力計・ペローズ弁	(5の2)	ポンプに使用できる軸受	(8)	超電導材料
(4)	人造黒鉛	(35)	ソレノイドコイル形超電導電磁石	(6)	推進薬・原料	(9)	(削除)
(5)	核燃料物質分離再生装置等	(36)	真空ポンプ	(7)	推進薬・製造・試験装置等	(10)	潤滑剤
(6)	リチウム同位元素分離用装置等	(37)	スクロール型圧縮機等	(8)	推進薬の混合機等	(11)	振動防止用液体
(7)	ウラン・プルトニウム同位元素分離用装置等	(38)	直流電源装置	(9)	ジェットミル・粉末金属製造装置等	(12)	冷媒用液体
(8)	周波数変換器等	(39)	電子加速器・エックス線装置	(10)	複合材料製造装置等	(13)	セラミック粉末
(9)	ニッケル粉・ニッケル多孔質金属	(40)	衝撃試験機	(11)	ノズル	(14)	セラミック複合材料
(10)	重水素・重水素化合物の製造装置等	(41)	高速度撮影が可能なカメラ等	(12)	ノズル・再突入機先端部製造装置他	(15)	ポリジメチルシラン・ポリシラン他
(10の2)	ウラン・プルトニウム製造用装置等	(42)	干渉計・圧力測定器・圧力変換器	(13)	アインスタチックプレス・制御装置	(16)	ビスマレイトド・芳香族ポリイミド他
(11)	しごきスピニング加工機等	(43)	核兵器起爆(試験)用貨物	(14)	複合材用の炉・制御装置	(17)	ふっ化ポリイミド等
		(44)	光電子増倍管			(18)	プリプレグ・プリフォーム・成型品 <sup>1)</sup>
			中性子発生装置			(19)	ほう素・ほう素合金・硝酸 <sup>2)</sup>
			遠隔操作のマニピュレーター				

\*【改正】は2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

# リスト規制(4) ★政令に記載の一覧 (さらに省令で限定される)

## (参考) リスト規制一覧②

2021年1月27日施行版

項番	項目	項番	項目	項番	項目	項番	項目
<b>6 材料加工</b>		(20)	アルミニウム・カリウム他の有機金属化合物 燐・砒素他の有機化合物	(7)	光学器械又は光学部品の制御装置	(1)	ガスタービンエンジン等
(1)	軸受等	(21)	燐・砒素・アンチモンの水素化合物	(7の2)	非球面光学素子	(2)	人工衛星・宇宙開発用飛しょう体等
(2)	数値制御工作機械	(22)	炭化けい素等	(8)	レーザー発振器等	(2の2)	人工衛星等の制御装置等
(3)	歯車製造用工作機械	(23)	多結晶の基板	(8の2)	レーザーマイクロフォン	(3)	ロケット推進装置等
(4)	アイソスタチックプレス等	<b>8 電子計算機</b>		(9)	磁力計・水中電場センサー・磁場勾配計・校正装置他	(4)	無人航空機等
(5)	コーティング装置等	(1)	電子計算機等	(9の2)	水中検知装置	(5)	(1)から(4)、15の(10)の試験装置・測定装置・検査装置等
(6)	測定装置等	<b>9 通信</b>		(10)	重力計・重力勾配計	<b>14 その他</b>	
(7)	ロボット等	(1)	伝送通信装置等	(11)	レーダー等	(1)	粉末状の金属燃料
(8)	フィードバック装置他	(2)	電子交換装置	(11の2)	光センサー製造用マスク・レチクル	(2)	火薬・爆薬成分、添加剤・前駆物質
(9)	絞リスピニング加工機	(3)	通信用光ファイバー	(12)	光反射率測定装置他	(3)	ディーゼルエンジン等
<b>7 エレクトロニクス</b>		(4)	〈削除〉	(13)	重力計製造装置・校正装置	(4)	〈削除〉
(1)	集積回路	(5)	フェーズドアレーアンテナ	(14)	光検出器・光学部品材料物質他	(5)	自給式潜水用具等
(2)	マイクロ波用機器・ミリ波用機器等	(5の2)	監視用方向探知器等	<b>11 航法装置</b>		(6)	航空機輸送土木機械等
(3)	信号処理装置等	(5の3)	無線通信傍受装置等	(1)	加速度計等	(7)	ロボット・制御装置等
(4)	超電導材料を用いた装置	(5の4)	受信機能のみで電波等の干渉を観測する位置探知装置	(2)	ジャイロスコープ等	(8)	削除
(5)	超電導電磁石	(5の5)	インターネット通信監視装置等(1)から(3)、(5)から(5の5)までの	(3)	慣性航行装置	(9)	催涙剤・くしゃみ剤、これら散布装置等
(6)	一次・二次セル、太陽電池セル	(6)	設計・製造装置等	(4)	ジャイロ天測航法装置、衛星航法システム	(10)	簡易爆発装置等
(7)	高電圧用コンデンサ	(7)	暗号装置等	(4の2)	電波受信機、航空機用高度計等	(11)	爆発物探知装置
(8)	エンコーダ又はその部分品	(8)	情報伝達信号漏洩防止装置等	(5)	水中ゾナー航法装置等	<b>15 機微品目</b>	
(8の2)	サイリスター・バイパス・サイリスターモジュール	(9)	〈削除〉	<b>12 海洋関連</b>		(1)	無機繊維他を用いた成型品
(8の3)	電力制御用半導体素子	(10)	盗聴検知機能通信ケーブルシステム等	(1)	潜水艇	(2)	電波の吸収材・導電性高分子
(8の4)	光変調器	(11)	(7)、(8)若しくは(10)の設計・製造・測定装置	(2)	船舶の部分品・附属装置	(3)	核熱源物質
(9)	サンプリングオシロスコープ	<b>10 センサー等</b>		(3)	水中回収装置	(4)	デジタル伝送通信装置等
(10)	アナログデジタル変換器	(1)	水中探知装置等	(4)	水中用の照明装置	(4の2)	簡易爆発装置の妨害装置
(11)	デジタル方式の記録装置	(2)	光検出器・冷却器等	(5)	水中ロボット	(5)	水中探知装置等
(12)	信号発生器	(3)	センサー用の光ファイバー	(6)	密閉動力装置	(6)	宇宙用光検出器
(13)	周波数分析器	(4)	電子式のカメラ等	(7)	回流水槽	(7)	送信するパルス幅が100ナノ秒以下のレーダー
(14)	ネットワークアナライザー	(5)	反射鏡	(8)	浮力材	(8)	潜水艇
(15)	原子周波数標準器	(6)	宇宙用光学部品等	(9)	閉鎖・半閉鎖回路式自給式潜水用具	(9)	船舶用防音装置
(15の2)	スプレー冷却方式の熱制御装置	<b>13 推進装置</b>		(10)	妨害用水中音響装置		ラムジェットエンジン、スクラムジェットエンジン、
(16)	半導体製造装置等					(10)	複合サイクルエンジン等
(17)	マスク・レチクル等						
(17の2)	マスク製造基材						
(18)	半導体基板						
(19)	レジスト						

\*【改正】は2021年1月27日施行。この一覧が改正されていない場合であっても、省令・通達が改正されている場合がある。

# 「貨物(物品)」はわかりやすい。「技術」とは???

リスト規制に該当する貨物に関連する技術が規制対象

## 一連の製造過程の前段階のすべての段階★

### 設計

設計研究、設計解析、設計概念、プロトタイプ製作及び試験、パイロット生産計画、設計データ、設計データを製品に変化させる過程、外観設計、総合設計、レイアウト等

## すべての製造工程★

### 製造

建設、生産エンジニアリング、製品化、統合、組立／アセンブリ、検査、試験、品質保証等

## 設計、製造以外の段階★

### 使用

操作、据付、保守(点検)、修理、オーバーホール、分解修理  
ただし、外為令別表の1の項における「使用」は、設計、製造以外の段階

#### ポイント

### 必要な技術



規制の性能レベル、特性若しくは機能に到達し又はこれらを超えるために必要な技術

#### 注意

非該当貨物の製造技術(はみ出し技術)でも規制されることがある。

#### <提供の形態>

技術データ → 文書、ディスク、テープ、ROM等の媒体若しくは装置に記録されたプログラム、青写真、図面、数式、設計仕様書、マニュアル、指示書など  
注)クラウドコンピューティングサービス利用も規制対象となることがある

技術支援 → 技術指導、技能訓練、作業知識の提供、コンサルティングサービスなど

参:P6

# (物 or 技術) and スペックで判断 - 該非判定

輸出しようとする貨物、提供しようとする技術(プログラム含む)がリスト規制貨物等に該当するか否かを判定すること。

品目名と仕様(技術スペック)により該非判定

輸出令 別表第1 対象貨物

項番	輸出許可品目名
2 原子力	
(1)	核燃料物質・核原料物質
(2)	原子炉・原子炉用発電装置等
(12)	1 数値制御工作機械 2 測定装置

①輸出令で品目名を確認

②貨物等省令で仕様(スペック)を確認

上記①②とも該当する場合は  
リスト規制貨物に該当

※該非判定は、ダブルチェック体制で行う。

貨物のマトリクス表

輸出令第2項		貨物等省令第1条	
項番	項目	項番	項目
			輸出令別表第一の二の項の経済産業省令で定める仕様のもは、次のいずれかに該当するものとする。
輸出令第2項 (12)	核兵器の開発又は製造に用いられる工作機械その他の装置であつて、次に掲げるもの 1 数値制御を行うことができる工作機械  2 測定装置(工作機械であつて測定装置として使用することができるものを含む。)	貨物等省令第1条第十四号	工作機械(金属、セラミック又は複合材料を加工することができるものに限る。)であつて、輪郭制御をすることができる軸数が2以上の電子制御装置を取り付けることができるもののうち、次のイからニまでのいずれかに該当するもの(ホに該当するものを除く。)  イ 旋削をすることができる工作機械であつて、次の(一)及び(二)に該当するもの((三)に該当するものを除く。) (一) 国際標準化機構が定めた規格(以下「国際規格」という。)ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 直径が35ミリメートルを超えるものを加工することができるもの (三) 棒材作業用の旋盤のうち、スピンドル貫通穴から材料を差し込み加工するものであつて、次の1及び2に該当するもの 1 加工できる材料の最大直径が42ミリメートル以下のもの 2 チャックを取り付けることができないもの  ロ プライス削りをすることができる工作機械であつて、次の(一)から(三)までのいずれかに該当するもの((四)に該当するものを除く。) (一) 国際規格ISO230/2(1988)で定める測定方法により直線軸の全長について測定したときの位置決め精度が0.006ミリメートル未満のもの (二) 輪郭制御をすることができる回転軸の数が2以上のもの

- \* 運用通達の解釈において、それぞれの品目の解釈も確認。
- \* 安全保障貿易管理HPの貨物又は技術のマトリクス表により参照可能。

◆ 出典：法令遵守のポイント（経済産業省）

# キャッチオール規制(1)

	リスト規制	キャッチオール規制		
		大量破壊兵器等 (平成14年4月～)	通常兵器 (平成20年11月～)	
規制対象	<p><u>政省令で定める品目</u></p> <p>武器、機微な汎用品(原子力・生物・化学兵器・ミサイル関連品目、先端材料、工作機械、等)</p>	<p><u>リスト規制品目以外の全品目</u></p> <p>(食品、木材等を除く。)</p>		
対象	全地域	下記(A)を除く全地域	下記(B)の国	下記(A)及び(B)を除く全ての国(C)
許可が必要となる要件	—	<p>大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>経産大臣からの通知</li> <li>輸出者の判断               <ol style="list-style-type: none"> <li>①輸入先等の用途</li> <li>②輸入者・需要者の核開発等への関与</li> </ol> </li> </ol>	<p>通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>経産大臣からの通知</li> <li>輸出者の判断               <ol style="list-style-type: none"> <li>①輸入先等の用途</li> </ol> </li> </ol>	<p>通常兵器の開発等に用いられるおそれがある場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>経産大臣からの通知</li> </ol>

**(A): 各国際輸出管理レジームに参加し、輸出管理を厳格に実施している国【計26カ国】: 輸出令別表第3**

アルゼンチン、オーストラリア、オーストリア、ベルギー、ブルガリア、カナダ、チェコ、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、ギリシャ、ハンガリー、アイルランド、イタリア、ルクセンブルク、オランダ、ニュージーランド、ノルウェー、ポーランド、ポルトガル、スペイン、スウェーデン、スイス、英国、アメリカ合衆国

**(B): 国連の安全保障理事会の決議により武器及びその関連品等の輸出が禁止されている国【計10カ国】: 輸出令別表第3の2**

アフガニスタン、中央アフリカ、コンゴ民主共和国、イラク、レバノン、リビア、北朝鮮、ソマリア、南スーダン、スーダン

**(C): 上記(A)、(B)に記載以外の全ての国**      イラン、シリア、中国、ロシア、ウクライナ、トルコ、パキスタン、ミャンマー等



# キャッチオール規制(2)

## 大量破壊兵器等キャッチオール規制

リスト規制品以外であっても、大量破壊兵器等の開発等に用いられるおそれのある場合には、経済産業大臣の許可が必要となる制度。

対象となるもの → リスト規制に該当しない全品目 (ただし、食料品、木材等は除く。)  
└─── 特に注意; **懸念の強い貨物例**(参考1) 40品目

対象地域 → 輸出管理を厳格に実施している輸出令別表第3の地域を除く地域

### 許可が必要となる要件

(1) **経済産業省による判断** → **インフォーム要件**

✓ 経済産業大臣より輸出許可申請をするよう通知を受けた場合

(2) **輸出者による判断** → **客観要件**

**注意**

用途・需要者に懸念があると思われる場合には、経産省に相談!

① **用途要件** (使用目的)

✓ 輸入先等において、大量破壊兵器等の開発等に用いられるか否か

② **需要者要件** (顧客) **★共同研究契約, MTA (物品), NDA (技術) は必須**

✓ 輸入者・需要者が大量破壊兵器等の開発等を行う(行っていた)か否か

✓ **外国ユーザーリスト**(参考3)掲載の企業・組織か否か

# キャッチオール規制(3)

## 【参考3】外国ユーザーリスト 2020年5月8日改正 (5月14日一部修正)

- ✓ 経済産業省が、大量破壊兵器等の開発等への関与が懸念される企業・組織を掲載し公表しているリスト。
- ✓ 掲載企業などに輸出等を行う場合には、大量破壊兵器等の開発等に用いられないことが明らかな場合を除き、経済産業大臣の許可が必要！

**注) 外国ユーザーリストは毎年改正されるので、最新版の入手が必要！**

国別の掲載  
企業・組織数

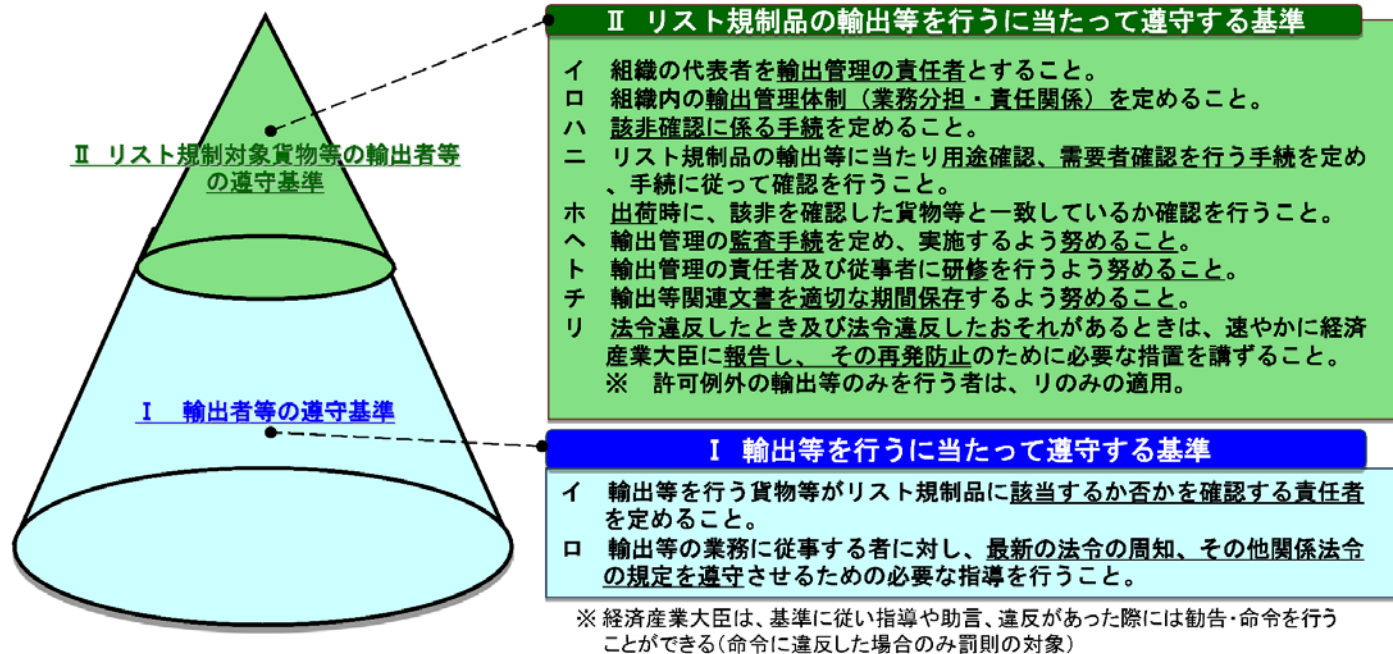
国名	掲載数
アフガニスタン	2
アラブ首長国連邦	10
イエメン	2
イスラエル	1
イラン	215
インド	3
エジプト	2
北朝鮮	143
シリア	20
台湾	1
中国	69
パキスタン	62
香港	7
レバノン	9
合計	546

No.	国名、地域名 Country or Region	企業名、組織名 Company or Organization	別名 Also Known As	懸念区分 Type of WMD
1	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan	Al Qa'ida/Islamic Army	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Al Qaeda</li> <li>• Islamic Salvation Foundation</li> <li>• The Base</li> <li>• The Group for the Preservation of the Holy Sites</li> <li>• The Islamic Army for the Liberation of Holy Places</li> <li>• The World Islamic Front for Jihad against Jews and Crusaders</li> <li>• Usama Bin Laden Network</li> <li>• Usama Bin Laden Organisation</li> </ul>	化学 C
2	アフガニスタン Islamic Republic of Afghanistan  パキスタン Islamic Republic of Pakistan	Ummah Tameer E-Nau (UTN)	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FOUNDATION FOR CONSTRUCTION</li> <li>• NATION BUILDING</li> <li>• RECONSTRUCTION FOUNDATION</li> <li>• RECONSTRUCTION OF THE ISLAMIC COMMUNITY</li> <li>• RECONSTRUCTION OF THE MUSLIM UMMAH</li> <li>• UMMAH TAMEER I-NAU</li> <li>• UMMAH TAMIR E-NAU</li> <li>• UMMAH TAMIR I-NAU</li> <li>• UMMAT TAMIR E-NAU</li> <li>• UMMAT TAMIR I-PAU</li> </ul>	核 N

545	イエメン Republic of Yemen	Houthi		ミサイル M
546	イエメン Republic of Yemen	Al-Swari Trading and Import Co.	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Alswari Trading &amp; Import Co</li> <li>• Al-Swari Group for Rubber Manufacturing</li> <li>• Hashem Brothers for International Trading</li> </ul>	ミサイル M

# 大学においても「安全保障輸出管理」が必要

- 外為法第55条の10第4項では、輸出者等は、遵守基準に従って、適切な貨物の輸出や技術の提供を行うことが義務づけられている。
- 経済産業大臣は、遵守基準に従い、指導や助言、違反があった際には、勧告・命令を行うことができ、命令に違反した場合には、罰則の対象となる。
- 大学や研究機関を含む全ての輸出者等が遵守する基準と更にリスト規制技術・貨物を扱う輸出者等が遵守する基準がある。



◆ 出典：安全保障貿易管理と大学・研究機関における機微技術管理について（平成29年，経済産業省）

- ◆ 「輸出者等」＝「業」として輸出・技術提供をおこなう者
- ◆ 大学の「業」の一例＝海外の大学・企業との共同研究，国際的な学術誌への論文投稿，国際学会での発表，外国人研究者・留学生の受入など。
- ◆ 大学＝外為法に定められる「輸出者等」 法令遵守!!

# 違反（無許可輸出＝密輸）をすると厳しい罰則

規制対象となる貨物・技術を、**許可を取らずに輸出・提供**してしまうと、法律に基づき、罰せられる場合がある。

## 刑事罰

- ・懲罰：10年以下
- ・罰金：（個人）：3000万円以下  
（法人）：10億円以下

ただし、当該違反行為の目的物の価格の5倍が3000万円又は10億円を超える場合は大きい方

平成29年度改正で罰則強化！

## 法律以外の影響も甚大！

- ・組織イメージの悪化
- ・社会的制裁
- ・株主代表訴訟 など

## 行政制裁

- ・3年以内の貨物の輸出・技術の提供の禁止
- ・輸出入を禁止された個人が、別法人で禁止された輸出入を行うことを禁止

経済産業省からの  
違反企業に対する  
警告

注) 違反行為について自主的申告があった場合には、処分等において考慮されることがある。

公表を伴う行政制裁、警告以外に再発防止に重点を置いた経緯書（原則非公表）等対応もある。

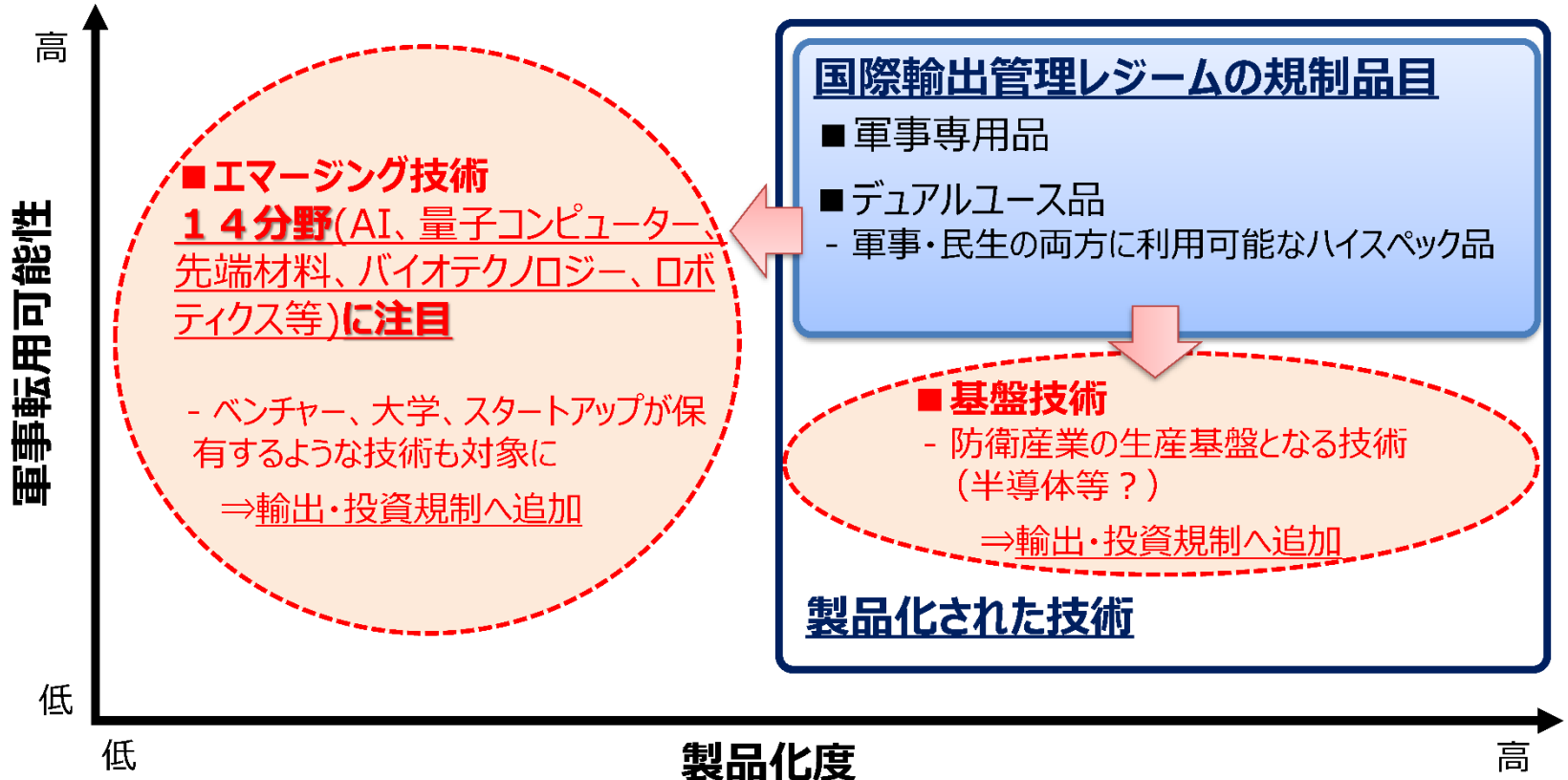
◆ 出典：安全保障貿易管理と大学・研究機関における機微技術管理について（令和3年、経済産業省）

# 最近の話題から（米国(1)）

## 米国における輸出管理（ECRA）

- 近年、国際的にエマージング技術を巡る議論が進んできたが、あくまでも個別技術ベースの散発的な対応。
- 一方、米国は、輸出管理改革法（ECRA）に基づき、規制対象範囲の拡大を検討中。

-----:米国が検討中の規制拡大



# 最近の話題から（米国(2)）

## 米国によるエマージング・基盤技術の輸出規制対象化

- 米国は、2018年8月、2019年国防授権法の一部として成立した輸出管理改革法(ECRA)の下、AI、量子技術など**エマージング・基盤技術 (emerging and foundational technologies)** の**輸出管理を強化**する方向。

### エマージング・基盤技術の特定

- 商務省を中心とした関係省庁で特定作業中。

#### 【エマージング技術】

- ✓ 2018年11月から2019年1月、何を規制対象とすべきか、パブリックコメントを実施。

#### ■14の技術分野

- |  |  |
|--|--|
| (1) バイオテクノロジー                              | (8) 補給関連技術                             |
| (2) AI・機械学習                                | (9) 付加製造技術(3Dプリンタ等)                    |
| (3) 測位技術(Position, Navigation, and Timing) | (10) ロボティクス                            |
| (4) マイクロプロセッサ                              | (11) ブレインコンピュータインターフェース                |
| (5) 先進コンピューティング                            | (12) 極超音速                              |
| (6) データ分析                                  | (13) 先端材料                              |
| (7) 量子情報・量子センシング技術                         | (14) 先進セキュリティ技術(advanced surveillance) |

- ✓ 今後、順次、個別技術について、具体的な規制案を公表し、パブコメ後に施行の見込み。  
(2020年1月、地理空間画像分析の自動化ソフトウェア：AI関連の暫定規則案を公表)

### 輸出管理の適用

- **米国が独自に規制**を実施(商務省)
- 並行して、**国際輸出管理レジームへの提案**(国務省)

### 投資管理(CFIUS)の適用

- 輸出規制の対象となったエマージング・基盤技術は、**投資管理強化の暫定規則において、事前届出対象を義務づけ**。

# 最近の話題から（中国）

## 中国における輸出管理強化の動向

- 通常兵器関連の民生品・技術を規制対象に加え、同時に再輸出規制・域外適用を含んだ輸出管理法が10月17日に成立、12月1日施行。
- 国際貿易ルールに違反する過剰な輸出管理への懸念から、日欧米の産業界はこれまで貿易・投資環境への影響の懸念を表明（2018年2月・2020年1月・8月）。我が国は中国に対してバイ・マルチ（WTO）の場で公平性・透明性のある制度の実現を要請。

## ◎ 輸出管理法の概要

- ① 法目的等に安全保障に加えて「利益」を明記
- ② 規制対象範囲に技術データが含まれることを明記
- ③ みなし輸出（※）に係る規定を整備。  
※国内取引であっても外国人に対し輸出規制対象技術等に移転する行為
- ④ リスト規制、臨時管理（※）、キャッチオール規制に係る規定を整備  
※リスト外の技術・貨物を最大2年間（延長可能）臨時的に規制する制度。
- ⑤ 米国エンティティリストに相当する輸出禁止先リストを整備。
- ⑥ 域外適用と再輸出規制を明記。
- ⑦ 相手国が中国に対し輸出規制措置を行った場合の報復措置を明記。